保 国 発 0 8 0 6 第 2 号
令 和 3 年 8 月 6 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（　公　印　省　略　）

第三者行為求償事務の更なる取組強化について

第三者行為による被害に係る求償事務(以下「第三者行為求償事務」という。）の取組については、これまで、「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」（平成27年12月３日付保国発1203第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成27年通知」という。）や「第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について」（平成28年４月４日付保国発第0404第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成28年通知」という。）等でお示してきたところであるが、国民健康保険事業の健全な運営を確保するためには、第三者行為求償事務について、一層の取組強化を図ることが重要である。

今般、平成27年通知や平成28年通知等の内容も踏まえつつ、第三者行為求償事務の更なる取組強化を図るため、下記のとおり、具体的取組についてお示しするので、内容をご了知の上、貴管下保険者及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）への周知及び指導について特段のご配慮を願いたい。

なお、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に対しては別添１のとおり、第三者行為求償事務の取組強化について要請しているため、その内容についてもご了知いただきたい。

記

第１　各保険者における体制・取組の強化について

（１）組織としての対応の再確認と職員等の知識向上に向けた取組

第三者行為求償事務については、保険者が責任主体であり、当該事務を担当する職員が、適切に知識を得た上で、着実に取り組むことが求められる。また、当該事務を進めるためには、担当職員が孤立することはあってはならず、組織としての対応が必要であり、上司にあたる幹部職員や首長も含めた取組への理解が必要である。このため、連合会等が主催する第三者行為求償事務に係る研修等への参加や、中央会の作成する事務手引きや事例集等の活用により、各保険者において、管理職を含む担当職員が当該事務の重要性を理解し、基礎知識等を向上させるための取組を進めていただきたい。

なお、保険者向けの標準的な事務手引や事例集、研修用の素材等について、中央会に対し、連合会等と連携し、順次、内容を充実していただくよう依頼しているところである。

（２）第三者行為による被害の早期の把握に向けた取組強化について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の６の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主又は組合員（以下「世帯主等」という。）は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないこととされている。第三者行為求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被害者からの届出（以下「傷病届」という。）を確実に励行させることが重要である。このため、以下の取組を進めていただきたい。

（従来からの取組の拡充）

平成27年通知において、

①療養費、高額療養費、葬祭費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けること

②診療報酬明細書、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「レセプト等」という。）の点検により、傷病名や病院名等から、第三者行為が原因であることが疑われるレセプト等を抽出して被保険者に照会を行うこと

③新聞やニュース等の報道情報を活用して交通事故等の発生やその状況等を把握すること

等をお示ししていたところであるが、これらの取組状況を改めて点検し、一層拡充することで、傷病届が早期に、世帯主等から確実に提出されるよう、促していただきたい。

なお、①については、限度額適用（又は限度額適用・標準負担額減額）認定申請書に記載欄を設けることも有効と考えられることから、取組の拡充に当たっては、検討いただきたい。また、第三者行為求償事務の担当職員と療養費等の担当職員が異なる場合は、連携して対応することが重要である。

（関係機関との連携体制の構築）

各保険者において、第三者行為に起因する事案を早期に把握するに当たっては、警察や消防、保健所、消費生活センター、地域包括支援センター等の関係機関から、関連情報の提供を受ける体制を構築することも効果的である。例えば、都道府県が連合会と連携し、域内の消防機関や個人情報保護審査会と調整を行い、保険者への情報共有の取決めを締結する等の事例も見られることから、個人情報の取扱等に留意しつつ、体制構築に向けた検討をお願いしたい。特に広域の機関・団体との調整にあたっては、都道府県が主体となって調整を行うなど、積極的な検討をいただきたい。

（医療関係機関との連携強化）

上記②の点検を進めるに当たっては、医療機関等は第三者行為による被害に係る保険給付を行ったときは、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日付保険発第82号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官通知）により、診療

報酬明細書の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。

このため、医療機関により当該記載がなされることが重要となるが、別添２のとおり、医療関係団体に対し協力依頼を行ったところであり、各都道府県及び保険者におかれても、管内の医療関係機関との連携体制の構築に努めていただきたい。

（３）被保険者の傷病届の届出義務等に関する周知・広報の取組強化について

第三者行為求償事務を適切に行うためには、世帯主等から傷病届が迅速に漏れなく提出されることが必要であり、そのためには、被保険者に対し、傷病届の届出義務について、日頃から浸透させることが重要である。

平成27年通知においても、各保険者において、

①ホームページにて、受診等の際に医療機関等に申し出ていただくことや傷病届の届出義務の周知

②ホームページにて、届出先の情報やダウンロード可能な各様式の掲載、傷病届と併せて提出する関係書類（事故状況報告書等）の案内

③医療費通知等の被保険者向けに送付する文書や広報紙等の多様な媒体を複合的に活用した周知

等の対応をお願いしていたところだが、引き続き、傷病届の届出の義務等が浸透していくよう、これまでの実施状況を改めて点検の上、十分でなかった取組の強化や関係機関と協力した取組等、従来の枠組に留まらない周知・広報の取組を一層強化していただきたい。

なお、当該取組に係る費用については、特別調整交付（補助）金により、財政支援の対象としていることを申し添える。

（４）第三者行為求償事務アドバイザーの活用について

各保険者の取組を推進するため、国は、支援強化策の一環として、平成28年度から第三者行為求償事務アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱し、各保険者の抱える課題に対して具体的な解決策の助言等を行う体制を整備しているところである。アドバイザーへの相談方法等については、毎年度、国から周知をしているところであり、各保険者においては別添３の連絡相談方法も参照のうえ、積極的に活用していただきたい。

（５）地域の実情に応じた連携・協力関係の構築について

第三者行為求償事務を進める上で、損害保険関係団体との協力関係を築くことは有効であり、第２のとおり、傷病届の提出に関して覚書を締結し、中央会の主催により、厚生労働省保険局国民健康保険課（以下「国保課」という。）も関与の上で、損害保険関係団体との協議の場を設け、定期的に開催し、取組の推進に向けた協議を進めているところである。

一方で、地域の実情に応じ、より具体的な課題解決を進めることも重要であり、例えば、地域ごとに連携体制を築くことや、保険者や連合会の第三者行為求償事務を担当する職員と、日常的にやりとりを行う損害保険会社等の担当者との個別の協力関係を築くことは、第三者行為求償事務を円滑に進める上で有効と考えられるため、一層の連携・協力体制の充実を図っていただくよう検討いただきたい。

第２　損害保険関係団体との傷病届の作成等の援助に関する取決めについて

（１）「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」（以下「覚書」という。）の活用について

覚書は、平成28年４月に全ての市町村保険者と一般社団法人日本損害保険協会等の損害保険関係団体との間で締結している。これにより、損害保険会社等と任意に契約した自動車事故による傷病に対する保障を内容とする保険・共済（以下「任意保険等」という。）が利用される事案において、被保険者が第三者行為による傷病の治療に際して国民健康保険を利用する場合、損害保険会社等は、示談代行サービス等の一環として、傷病届等の作成を無償で支援するとともに、国民健康保険の利用を開始してから原則として１か月以内に保険者に届出されるよう援助を行うことを約している。また、当該覚書については、趣旨の明確化を図るとともに有効性を更に高める観点から、所要の変更を行い、令和３年７月１日付で再締結されたところである。

傷病届の確実な届出を促進する上で、損害保険会社等の協力を得ることは極めて有効と考えられることから、各保険者においては、管理職を含む担当職員に対し、改めて覚書の趣旨や内容について理解を徹底していただきたい。

また、損害保険関係団体傘下の損害保険会社等の担当職員等とは、日頃から連携・協力関係を築くことが重要であり、様々な機会を捉えて関係を構築していただきたい。現在、中央会等において、損害保険会社等に覚書の趣旨を理解いただくためのリーフレットを作成中であり、内容がまとまり次第、別途お知らせする予定である。

（２）覚書の継続的な評価・改善について

覚書の運用については、国保課の関与の下、中央会と損害保険関係団体が各都道府県の取組状況や効果を定期的に検証し、その結果に基づき、内容を見直すための協議の場を設けている。また、令和３年度に、より詳細に課題分析等を行うための「第三者行為傷病届等の提出に関する実務担当者意見交換会」（以下「ＷＧ」という。）を設置し、継続的に検討を進めていくため、当該協議の場及びＷＧでの協議を行っているところであり、引き続き、覚書の内容の改善に取り組んでいくこととしているため、ご了知いただきたい。

（３）覚書の運用状況改善のための状況報告の活用について

覚書の遵守については、協力が弱い地域や会社がある場合や説明・要請を行っても具体的な改善が見られないといった場合には、「第三者行為求償事務の取組に係る損害保険団体との覚書締結後の運用状況に関する調査等について」（平成29年１月18日付保国発0118第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、各保険者における事例を都道府県で取りまとめのうえ、連合会経由で中央会に報告し、中央会から損害保険関係団体へ連携する体制（以下「報告制度」という。）が整備されていたが、近年その活用が低調であり、当該報告制度の運用状況については都道府県間のばらつきが生じている。

このため、報告制度をより有効に活用できるよう、ＷＧ等において、報告内容を具体化・明確化するための報告様式の改善等の運用の見直しについて検討中であり、内容がまとまり次第、別途お知らせする予定である。各保険者におかれては、損害保険会社等との個別の調整では解決が捗々しくない場合等、運用状況の改善に向けて、積極的に当該報告制度を活用いただきたい。特に活用が低調な都道府県におかれては、

管内の各保険者の取組状況を把握しつつ、傷病届の迅速な提出に向け必要があれば当該報告制度の活用を助言していただきたい。

なお、各保険者からの報告については、手続きの簡素化を図るため、事案の都度、直接連合会に報告し、都道府県に対しては同報を行う形でも差し支えないこととするので、当該取扱いについて連合会と連携を行うとともに、同報を受けた都道府県においては、各保険者の報告内容を把握・整理し、第三者行為求償事務の取組に係る課題を把握して、必要な支援に努めていただきたい。

第３　ＰＤＣＡサイクルの確立による第三者行為求償事務の継続的な改善・強化について

平成27年通知及び平成28年通知においてお示ししているとおり、第三者行為求償事務の取組強化を図るにあたっては、第１及び第２で示した取組も含め、ＰＤＣＡ（Plan-Do-Check-Act）サイクルを循環させ、継続的に取組強化を図っていただくことが重要である。今般、各保険者において取組の継続・強化がなされるよう、改めて以下のとおりお示しするので、各都道府県・保険者において、現状の取組の把握・評価、事務の改善等、引き続き計画的な取組を進めていただきたい。

（１）評価指標等について

平成28年通知において、評価指標並びに当該評価指標に係る実績数値及び目標数値（以下「評価指標等」という。）の考え方をお示ししたところであるが、今般、各保険者の取組状況や数値等を精査の上、改めて評価指標等の見直しを行い、以下のとおりお示しするので、これを参考とし、毎年各々の実績を確認し、要因を分析しつつ新たな目標を定めるといったＰＤＣＡサイクルを着実に進めていただきたい。

【評価指標等の設定例】

① 被保険者による傷病届の早期の提出割合
② 保険者による勧奨の取組の効果
③ 保険者における傷病届受理日までの平均日数
④ レセプトへの「10．第三」の記載率

①被保険者による傷病届の早期の提出

第三者行為求償事務を円滑に進めるためには、保険者が第三者行為求償事案を発生後早期に把握することが望ましい。このためには、被保険者に傷病届の届出義務を周知徹底することにより、保険者からの勧奨等を待つことなく、被保険者が自主的に早期に届け出ることや、保険者がレセプト抽出やその他の方法により事案を早期に把握できる体制を構築し、被保険者へ迅速に勧奨を行う取組が重要となる。このため、第三者行為による傷病の治療のため、被保険者が国民健康保険の利用を開始した日（以下「国保利用開始日」という。）から60日以内に被保険者から傷病届が提出された件数の割合を指標とし、当該指標の数値の増加を目標とする。

＜計算式＞

被保険者により傷病届が早期に提出された割合＝国保利用開始日から 60 日以内の傷病届の提出件数／傷病届の全提出件数×100

なお、傷病届は当該年度に受理したものを対象とする。また、目標数値の設定に当たり、傷病届の全提出件数については、過去３年間のトレンドで推計することが考えられる。その際、死傷者が多数発生した交通事故等の特殊要因は除いて推計することが望ましい。

② 保険者による勧奨の取組の効果

傷病届の提出は、本来、被保険者により自主的になされることが望ましいが、被保険者から提出されない場合には、保険者において第三者求償が疑われる事案を早期に特定し、被保険者に対し効果的に傷病届の提出の勧奨を行い、被保険者からの早期の提出につなげることが有効である。このため、勧奨による効果を確認する観点から、保険者が被保険者に届出勧奨を行った事案の件数のうち、最初の届出勧奨から30日以内に提出される傷病届の割合を指標とし、当該指標の数値の増加を目標とする。

＜計算式＞

保険者の勧奨後、早期に傷病届が提出された割合＝保険者による最初の届出勧奨後30 日以内に提出された傷病届の件数/保険者が被保険者に届出勧奨を行った案件数（勧奨を行った結果、第三者行為求償事案ではないことが判明した案件を除く）×100

なお、Ａ年度の数値としては、Ａ年度に最初の届出勧奨を行った案件数を分母とし（同一案件のうち数回勧奨を行った場合は最初の１回のみカウント）、それから30日以内に提出された件数を分子とする。例えば、Ａ年度の末日に最初の勧奨をした事案については、Ａ＋１年４月30日までに提出がなされたものがＡ年度の届出実績となる。

③保険者における傷病届受理日までの平均日数

第三者行為求償事案の対応にあたっては、①②のとおり、早期に事案を把握し、効果的な取組を行うともに、長期にわたり傷病届が提出されずに滞留している案件について、適切に進捗管理を行い、連合会や損害保険会社等の関係者の協力を得ながら提出の働きかけに取り組むことが望ましい。このため、保険者による第三者行為事案の把握及び傷病届の届出の勧奨や、覚書に基づく取組など、傷病届の早期の提出に向けた取組全体の効果を測るため、国保利用開始日から保険者が傷病届を受理した日（以下「傷病届受理日」という。）までの平均日数を指標とし、当該指数の短縮を目標とする。

＜計算式＞

市町村における傷病届受理日までの平均日数＝受理した傷病届に係る国保利用開始日から傷病届受理日までの総日数／傷病届の全提出件数

なお、傷病届は当該年度に受理したものを対象とする。また、目標数値の設定に当たり、国保利用開始日が平成28年４月以降の案件が覚書の対象であることに留意して設定されることが望ましい。

④レセプトへの「10. 第三」の記載率

医療機関等との連携を強化する観点から、提出された全ての傷病届に係るレセプトについて、その特記事項欄に「10. 第三」の記載がなされているものの件数の割合を指標とし、当該指標の数値の増加を目標とする。

＜計算式＞
レセプトへの記載率＝レセプトに「10．第三」が記載されていた件数／傷病届の全提出件数×100

なお、傷病届は当該年度に受理したものを対象とする。また、療養費支給申請書及び柔道整復施術療養費支給申請書の負傷原因等の記載欄に第三者行為とわかる記載がなされているものの件数も含めて、記載率の増加を目標とすることも考えられる。

⑤その他の指標

上記①から④までのほか、以下のような評価指標等の設定も考えられるため、地域の実情に応じ、積極的に評価指標等を設定して取り組んでいただきたい。

【その他の指標の主な設定例】
- ○　保険者が被保険者に届出勧奨を行った案件のうち、１年を超えて傷病届が提出されていない案件の件数
- ○　限度額適用（又は限度額適用・標準負担額減額）認定申請等の申請書類から第三者行為を発見することができた件数
- ○　レセプト抽出（「10．第三」以外も含む。）により第三者行為を発見することができた件数
- ○　ニュースや新聞等により第三者行為を発見することができた件数
- ○　ホームページその他の広報媒体による周知の実施状況
- ○　医療費通知等の多様な送付物の活用による周知の実施

なお、求償件数や傷病届の受付件数の目標を設定する場合、公的機関や自動車保険団体が公表する交通事故発生件数や死傷者数等を参考とし、各地域の実情や特性に応じて設定することが望ましい。

（２）第三者行為求償事務の取組状況把握に係る管理様式について

第三者行為求償事務の実施状況の管理・把握に当たっては、各保険者において、適切な管理を行っていただいているところであるが、今般、国保課において、取組状況の管理・把握の効率化に資するため、別紙のとおり管理様式を作成したので、ご活用いただきたい。

なお、当該管理様式による管理を行うことで、上記（１）でお示しした評価指標等の進捗管理が行うことが可能であるとともに、毎年度、国保課から調査を依頼している国民健康保険事業の実施状況報告の報告内容作成にあたっても、効率化が見込まれることから、積極的な活用を検討されたい。

（３）都道府県におけるＰＤＣＡサイクルへの関与について

都道府県においては、各保険者においてＰＤＣＡサイクルが循環するよう、連合会とも協力のうえ、毎年７月頃には各保険者における実績や数値目標、取組計画等を取りまとめつつ、新たな目標設定に対する助言や、取組状況への評価、管下の他保険者との比較によるフィードバック等、必要な支援を行い、継続的なＰＤＣＡサイクルの管理によ

る取組強化が毎年着実に行われ、求償事務の取組の底上げが図られるよう、積極的な関与をお願いしたい。

（４）保険者努力支援制度について

第三者行為求償事務の取組強化にあたり、第１から第３でお示しした取組を推進する観点から、別添４のとおり、令和４年度の保険者努力支援制度において、市町村分、都道府県分それぞれの評価指標の見直しを図ったところである。都道府県におかれては、各保険者の当該指標の取組状況も確認の上、管下の保険者に対し、取組に係る助言等を行っていただきたい。

なお、令和５年度以降の指標の見直しにおいて、第３（１）でお示しした評価指標等の状況について評価指標とすることも検討していることを申し添える。

第４　連合会における求償事務の取組強化について

（１）職員等の専門性向上に向けた取組

第三者行為求償事務については、高い専門性を必要とする一方で、保険者におかれては、人事異動等により専門性の蓄積が図りにくい場合があることから、各連合会において、保険者から事務の委託を受け、保険者の事務の支援を行っていただいている。

今般、第１（１）のとおり、各保険者において、管理職を含む担当職員が当該事務の重要性を理解し、基礎知識等を向上させるための取組を進めていただくよう依頼しているところであるが、各連合会においても、管理職を含む担当職員が当該事務の重要性を理解し、専門研修の実施等、担当職員の専門性の更なる向上を図るための取組を進めるなど、引き続き、保険者から求償事務を受託できる体制の整備を進めていただきたい。

また、保険者における求償事務の底上げと標準化を支援する観点から、現在、中央会に対し、保険者が活用する事務処理マニュアルや事例集、研修用の素材等について、一層の充実強化をはじめとした求償事務の取組強化に関する協力を依頼しているところであり、当該作業について、引き続き、これまでの取組の成果を活用、ご協力をいただきたい。

（２）連合会における求償事務の取組強化について

平成27年通知等において、各連合会における求償事務の取組強化として、①保険会社等の業務経験を有する者や顧問弁護士等の配置、②第三者直接求償事務を含む求償事務の受託範囲の拡大、③傷病届の届出義務等に係る周知・広報、④覚書の取組に係る支援、⑤希望する保険者を連合会の求償事務担当職員が訪問する巡回相談、⑥保険者によるＰＤＣＡサイクル確立に向けた支援、⑦傷病届の届出の勧奨支援等に係る体制整備等の取組についてお示しをしていたところであるが、再度、各連合会の取組状況について確認いただき、連合会による保険者の求償事務に対するより幅広い支援の実施に向けて、一層の取組強化が図られるようご検討いただきたい。